

資	料
No.	3

平成27年度放課後児童育成事業

「ひたちなか市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する規則」制定
平成26年12月26日 教育委員会規則第12号

- ◎ 厚生労働省の省令に準ずる内容。経過措置として規則施行の日に現に放課後児童健全育成事業を行っている事業者には、当分の間、面積要件（1.65㎡）は適用しない。また、同様に支援の単位の「おおむね40人以下」を「おおむね70人以下」としている。

変更点

対象児童を小学1年生から3年生までを小学4年生まで拡大

第1次受付 平成26年12月10日(水)～12月17日(水)

第2次受付 平成26年12月19日(金)～平成27年1月30日(金)

現在第3次受け付け中

第1次、第2次受付状況及び決定状況 別紙

※今後再審査及び第3次申し込み状況により変更有

- ◎事業の目的が保護者等の就労・疾病等により放課後の児童の保護が困難な家庭の児童の居場所づくりであるため、同居・隣居で無職の祖父、祖母がいる場合は不承認。就労、入所・入院等は配慮。

⇒ただ今と帰宅したときに大人のいない家庭を優先。

- ◎待機児童の発生 ⇒クラス増設を検討・準備中

- ◎環境改善 ⇒夏季休業中の熱中症予防のため、計画的に空調機設置。

- ◎指導員増員 ⇒入会児童の増、クラス増への対応